家屋の清掃（片付け）のお知らせ

浪江町内（帰還困難区域を除く）の住宅の清掃（片付け）を実施させていただきますので、後記受付ダイヤル（※1）までお申込みください。

■内容　不要となった家財道具等の屋外（敷地内）への搬出および掃き掃除
■区域　帰還困難区域を除いた区域
■期間　平成29年10月1日～平成30年３月18日
■受付時間　平日９時～12時、13時～16時
■受付期間　平成30年2月28日まで

■お願い事項

- 作業は20名程度で１住宅１日を基本として実施します。作業が終了しない場合、再度日程調整の上、お伺いします。
- 作業の安全並びに実施内容確認のため、事前に社員が現地調査をさせていただきます。
- 解体が決まっている住宅は、実施できません。必要なものを屋内から搬出したい等のご要望は、電話にてご相談させていただきます。
- 危険と判断される作業は、お引き受けできない場合があります。
- 作業の際は、ご本人様またはご家族様のお立会いを必ずお願いいたします。
- 片付けにより発生した廃棄物は、回収業者が回収に伺います。回収までの間、敷地内での仮置きをお願いします。東京電力の片付けによらないご自宅の不要品の個別回収も行っていますので、後記コールセンター（※2）までお申込みください。
- 除染作業、庭木・植木の伐採、敷地外への物品運搬等はいたしかねますので、ご了承願います。

住宅への進入路等除草のお知らせ

ご自宅に一時立入りされる際に支障となっている自宅玄関までの進入路および１～２台分の駐車スペースの雑草について、除草作業を実施させていただきますので、後記受付ダイヤル（※1）までお申込みください。

■内容　公道から自宅玄関までの進入路および１～２台分の駐車スペースの除草
■区域　浪江町全区域
■期間　平成29年10月1日～平成30年3月30日
■受付時間　平日9時～12時、13時～16時
■受付期間　平成30年2月28日まで

■お願い事項

- 除草に当たり、現地確認や準備を実施いたしますので、お申込み受付から翌月以降の実施となります。（区域によっては数か月程度お時間をいただく場合があります）
- 除草および現地確認のため、敷地内に立入りいたします。
- 作業日時の指定や立会いはご遠慮ください。
- 作業実施前に弊社作業責任者より連絡いたします。
- 倒壊家屋等により安全作業に支障を来すような場合には、作業ができないことがあります。
- 除草は刈り倒しを基本とし、敷地内に置かせていただきます。
- 除染作業、庭木・植木の伐採はいたしかねますので、ご了承願います。

簡易作業のお手伝い（駆けつけ隊）のお知らせ

町民の皆さまが困っている事案や人手が必要な作業について、お手伝い活動を実施させていただきますので、後記受付ダイヤル（※1）までお申込みください。

■内容　簡易な除草や重量物運搬など
■区域　帰還困難区域を除いた区域
■期間　平成29年10月1日～平成30年3月30日
■実 施 日　火曜日～金曜日（祝日は除く）
■受付時間　平日9時～12時、13時～15時
■受付期間　平成30年3月30日まで

■詳細な内容

- 基本的に、ご連絡をいただいたその日に現地確認をいたしますが、作業については、内容によっては後日実施させていただくことがあります。
- 人力でできる範囲とさせていただきます。
- 倒壊家屋等により安全作業に支障を来すような場合には、作業ができないことがあります。
- 除草は刈り倒しを基本とし、敷地内に置かせていただきます。
- 除染作業、庭木・植木の伐採はいたしかねますので、ご了承願います。

お申込み先

（※1）**東京電力株式会社　受付ダイヤル**
TEL 080(5527)3959

（※2）**有限会社佐洋運輸　回収コールセンター**
TEL 0120(103)726（平日８時～17時）
FAX 0120(503)726（終日受付可）
受付期間　平成30年3月10日まで

いつか役に立つ

法律知識 No.10

弁護士　大橋　征平
総務課 主幹
（所属：福島県弁護士会）

相続放棄②

前回に引き続き相続放棄の説明です。

前回、相続放棄には、３か月という期間があることを説明しましたが、期間が経過する以外に相続放棄が認められなくなってしまう場合があります。まず、その点について説明します。

一つは、相続人が遺産を処分したときです。遺産の一部を売ってしまったり、捨ててしまったりすることがこれに当たります。相続した債権を取り立てたり、遺産を使って被相続人の債務（借金等）を支払ったりすることも、この場合に当たるとされています。これらは、相続放棄前にすると相続放棄ができなくなる事由です。相続放棄するつもりであれば、遺産に手を加えることはなるべく避けた方が良いです。

もう一つは、遺産を隠したり、消費してしまうことです。単なる処分より、更に悪質な行為です。これらは、相続放棄前に限定されたものではなく、相続放棄した後でも、相続放棄が認められなくなります。はっきりとした背信行為ですので、これらについては、避けた方が良いというのは分かりやすいのではないかと思います。

次に、相続放棄の手続についての説明ですが、家庭裁判所に相続放棄申述書という書面を提出することになります。亡くなった方が浪江町に住所がある場合、相続放棄申述書を提出する裁判所は、福島家庭裁判所いわき支部となります。相続放棄申述書には、遺産の概略について書く欄もありますので、遺産をある程度把握しておいた方が良いです。また、添付書類として、亡くなった方や放棄する方の戸籍謄本が必要となります。このように書類を集めることなどが必要となりますので、相続放棄はある程度の時間がかかります。３か月という短い期間ですので、相続放棄をするのであれば、なるべく早く手続にとりかかる必要があります。相続放棄申述書は裁判所に行けば貰えますので、相続放棄する際は、裁判所にご連絡ください。

次回は、遺言について説明します。